

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤沢市長 鈴木 恒夫

市町村名 (市町村コード)	藤沢市 (14205)	
地域名 (地域内農業集落名)	御所見・遠藤地区(宮原) (宮原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化や担い手不足により遊休農地が増加しており、不法投棄など周辺環境にも影響がでている。また、農道が狭いことなどから、生産性の高い農地の確保が難しい状況となっており、水田の維持にも課題が多く、今後の活用方針について検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・新規就農者など拡大を希望する農家に集積集約をし、既存農家を中心に地域としても新規就農者をサポートしていく。
- ・農産物の加工、販売の多様化や観光農園の整備など地域の魅力を生かした、取り組みを検討し、人を呼び込む農地活用を進める。
- ・農道の狭さや区画の細分化などで農作業の効率化に支障があるため、営農しやすい環境整備が必要。
- ・農家同士で助け合える関係づくりを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域(農振農用地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地集積、集約化を段階的に進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構が機能していくのか不安を抱いている方も多いため、制度周知をしながら、集積集約に向けて活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道の整備や営農しやすい環境の整備など、担い手のニーズを踏まえた必要な整備により、農業生産効率の向上を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内から多様な経営体を募集し、指導農家が就農者を受け入れるなど、地域の中で担い手の育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の中心経営体への集積、集約を進める中で、必要に応じて農業支援サービス事業の活用についても検討していく。農協の農機リースについては、必要とする時に使用できるような整備を求めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--